

令和5年第4回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和5年6月23日（金曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 3号 令和5年度定期監査報告（第1次）について
- 第 4 報告第 4号 令和4年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 報告第 5号 令和4年度羽幌町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第 6 報告第 6号 令和4年度羽幌町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第 7号 専決処分の報告について
「和解及び損害賠償の額の決定について」
- 第 8 報告第 8号 専決処分の報告について
「和解及び損害賠償の額の決定について」
- 第 9 議案第28号 羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和2年度～令和6年度）の変更について
- 第11 議案第30号 令和5年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第31号 令和5年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 同意第 4号 羽幌町農業委員会委員の任命について
- 第14 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦について
- 第15 発議第 8号 議員の派遣について
- 第16 発議第 9号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査について
- 第17 意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について

○追加日程

- 第 1 議案第32号 令和5年度羽幌町一般会計補正予算（第4号）
- 第 2 同意第 5号 羽幌町副町長の選任について
- 第 3 同意第 6号 羽幌町教育委員会教育長の任命について

○出席議員（11名）

1番 佐藤 満 君	2番 金 木 直 文 君
3番 阿 部 和 也 君	4番 逢 坂 照 雄 君

5番 村上雄也君	6番 小寺光一君
7番 磯野直君	8番 舟見俊明君
9番 工藤正幸君	10番 平山美知子君
11番 村田定人君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	森 淳 君
副 町 長	鈴木典生君
教 育 長	山口芳徳君
監 査 委 員	熊木良美君
農業委員会会長	入江雄治君
会計管理者	豊島明彦君
総務課長	敦賀哲也君
総務課主幹	木村謙彦君
地域振興課長	清水聡志君
地域振興課 政策推進係長	山田太志君
財務課長	大平良治君
財務課主幹	熊谷裕治君
町民課長	宮崎寧大君
町民課長 町民生活係長	原田育世君
町民課長 環境衛生係長	高野正晃君
福祉課長	高橋伸君
福祉課長 社会福祉係長	藤井延佳君
福祉課子ども係長	村上達君
健康支援課長	金子伸二君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
健康支援課 介護保険係長	山川恵生君
建設課長	木村和美君
建設課主任技師	石川隆一君

建設課主任技師	笹 浪 満 君
建設課管理係長	高 本 勇 一 君
上下水道課長	棟 方 富 輝 君
上下水道課主幹	竹 内 雅 彦 君
農林水産課長	伊 藤 雅 紀 君
商工観光課長	鈴 木 繁 君
商工観光課 商工労働係長	廣 谷 将 大 君
天売支所長	門 間 憲 一 君
焼尻支所長	佐々木 慎 也 君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒 井 峰 高 君
学校管理課長補佐	葛 西 健 二 君
社会教育課長 兼公民館長	飯 作 昌 巳 君
監 査 室 長	三 上 敏 文 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	伊 藤 雅 紀 君
選挙管理委員会 事 務 局 長	敦 賀 哲 也 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	渡 辺 博 樹 君
総 務 係 長	嶋 元 貴 史 君
書 記	逢 坂 信 吾 君
書 記	佐 藤 諒 輔 君

◎開議の宣告

○議長（村田定人君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

3番 阿部和也君 4番 逢坂照雄君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第3号

○議長（村田定人君） 日程第3、報告第3号 令和5年度定期監査報告（第1次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、熊木良美君。

○代表監査委員（熊木良美君） ただいま議題となりました令和5年度定期監査報告（第1次）につきまして、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査（第1次）を実施しましたので、同条第9項及び羽幌町監査基準第14条の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

なお、本監査の報告につきましては、逢坂監査委員との合議によるものであります。

1 ページをお開きください。定期監査報告書。

1、監査の実施期間及び対象機関でございますが、離島地区の機関を対象に6月7日、1日間の日程で天売、焼尻両支所及び各学校の5機関を逢坂監査委員と共に実施いたしました。

2、監査の対象とした事項は、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づき、その内容を確認するとともに、関係職員から聞き取りにより実施したところであります。

3、監査の結果につきましては、財務に関する事務について、各機関ともそれぞれ適正

な執行に努められたものと認められました。

執行状況の主な内容につきまして、次のとおり報告いたします。2ページをお開き願います。天売支所、焼尻支所における1、公金取扱状況について申し上げます。両支所に納入のあった公金は、出納員において管理し、両支所ともゆうちょ銀行通常貯金の出納員名義口座より、羽幌町指定金融機関の会計管理者口座に振り込まれ、適正に処理されております。

(1)、天売支所、出納員扱いの差引き保管額は、6月7日現在、13万1,812円で、保管状況は表の下段に記載のとおりであります。

(2)、焼尻支所、出納員扱いの差引き保管額は、6月7日現在、13万8,710円で、保管状況は表の下段に記載のとおりであります。

3ページを御覧願います。2、福祉ハイヤー料金助成状況であります。事業の実施要綱に基づき、該当者は身体障害者手帳の交付を受けている方で障がい程度の等級が1級、2級の上肢を除く肢体不自由者の方には年間24枚、それ以外の方には12枚、また満80歳以上となる方にも12枚のハイヤー乗車券を交付するものであります。乗車券1枚につき初乗り運賃相当額を助成するもので、両支所の交付状況は合計で昨年より1名増の36名となっております。内容は、御覧のとおりであります。

3、天売、焼尻研修センターの利用者数、令和4年度の実績についてであります。両研修センターの計は、利用件数85件、利用延べ人員1,991人となっております。利用内容の主なものは、各団体の会合や町が主催する会議などであります。

4、通院者移送サービス業務委託状況及び利用者数であります。事業の実施要綱に基づき、おおむね65歳以上で身体、環境上等の理由により診療所への通院手段の確保が困難な方々の移送を業務委託により実施しているものであります。令和4年度の区分ごとの実績は、表に記載のとおりであります。なお、焼尻支所においては、令和4年度につきましても受託業者がないことから直営で事業を行っております。

次に、5、住民基本台帳登録状況ですが、住民の移動状況を表しております。4月30日現在における天売地区、焼尻地区の世帯数及び人口を前年度と比較しますと、天売地区では世帯数における変動がないものの、人口で1名減少しています。焼尻地区では、世帯数で6世帯、人口で15人減少しております。

次に、4ページを御覧願います。小中学校、高等学校の5月1日現在における学級編制と児童・生徒数等の状況を表したものでございますが、区分ごとの内容につきましては御覧いただきまして、説明は省略をさせていただきます。

以上で定期監査第1次報告とさせていただきます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから監査報告の内容について、監査委員に対し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第3号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号 令和5年度定期監査報告（第1次）については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第4号

○議長（村田定人君） 日程第4、報告第4号 令和4年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました報告第4号 令和4年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

令和4年度羽幌町一般会計予算の繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により報告します。

令和5年6月22日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。令和4年度羽幌町一般会計で繰越しを行った新型コロナウイルスワクチン接種事業ほか1件について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次のページをお開き願います。繰越明許費繰越計算書であります。各事業につきまして、本年3月の議会定例会においてそれぞれ議決をいただいた事業であります。新たに議員となられた方もいらっしゃいますので、改めて内容をご説明いたします。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種事業であります。生後6か月から4歳までの乳幼児や5歳から11歳までの小児へのワクチン接種につきまして接種できる期間が短かったこともあり、本年4月以降も継続して実施する方針が示されましたことから、繰り越して実施することとしたものであります。

次に、地籍調査事業であります。本年2月に発注した業務について令和4年度内での完了が困難となりましたことから繰り越して実施することとしたものであります。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから報告第4号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第4号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号 令和4年度羽幌町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第5号

○議長(村田定人君) 日程第5、報告第5号 令和4年度羽幌町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長(大平良治君) ただいま上程されました報告第5号 令和4年度羽幌町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

令和4年度羽幌町一般会計予算の事故繰越費は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同法施行令第150条第3項において準用する第146条第2項の規定により報告します。

令和5年6月22日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。令和4年度羽幌町一般会計で事故繰越を行った民放ラジオ難聴対策事業について、地方自治法施行令第150条第3項において準用する第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次のページをお開き願います。事故繰越し繰越計算書であります。本件につきましては、苫前町以北7町村で構成している遠別民放ラジオ中継局運営協議会における負担金事業であります民放ラジオ難聴対策事業のうち、HBC同期装置更新工事に関しまして、事務局である遠別町において部品の供給不足により、令和4年度中の事業完了が困難であるとの判断をし、当該事業について事故繰越を行ったため、当町においても事故繰越を行ったものであります。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村田定人君) これから報告第5号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第5号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号 令和4年度羽幌町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第6号

○議長（村田定人君） 日程第6、報告第6号 令和4年度羽幌町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました報告第6号 令和4年度羽幌町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

令和4年度羽幌町下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、同法施行令第146条第2項の規定により報告します。

令和5年6月22日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。令和4年度羽幌町下水道事業特別会計で繰越しを行った下水道建設事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次のページをお開き願います。繰越明許費繰越計算書であります。本事業につきましては、昨年12月の議会定例会において議決をいただいた事業であります。改めて内容をご説明いたします。

こちらにつきましては、昨年7月に契約を締結いたしました羽幌浄化センター2系、ナンバー2の1、曝気装置電気計装設備等更新工事について、半導体不足等の影響により主要部品の調達が大幅に遅延する状況にあり、令和4年度中の完成が困難な見込みとなりましたことから、繰り越して実施することとしたものであります。

以上、よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから報告第6号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第6号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第6号 令和4年度羽幌町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第7号

○議長（村田定人君） 日程第7、報告第7号 専決処分の報告について「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） ただいま上程されました報告第7号 専決処分の報告について、その内容をご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月22日提出、羽幌町長。

理由につきましては、議会において指定されております和解及び損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分をしたので、報告するものでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

処分事項は、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

和解の相手方の住所及び氏名は、記載のとおりでございます。

次に、和解の内容につきましては、1、羽幌町の過失割合を20%とする。2、相手方の過失割合を80%とする。3、羽幌町及び相手方は、互いに損傷させた相手車両を原形に復す費用を過失割合に応じて負担する。4、本件について、今後事由のいかんを問わず、双方とも一切の異議申立て等はない。

次に、損害賠償額は、羽幌町が1万6,000円、相手方は70万4,000円でございます。なお、この損害賠償額につきましては、全て保険の適用となっております。

次に、事故の概要について申し上げます。発生日時は令和5年4月19日水曜日午後3時20分頃、発生場所は羽幌町南4条1丁目先路上でございます。事故の発生状況ですが、町職員が南4条通を川北方面に向けて走行中、相手方車両が交差点を一時停止せずに進入してきたため、公用車の助手席側に衝突し、車両が損傷したものでございます。

専決処分の日は、令和5年6月7日でございます。

本件につきましては、相手方の一時不停止が主な原因であります。職員に対しましては、危険予測運転を励行、徹底するなど安全運転への指導を行っておりますことを併せて報告いたします。

以上をもちまして報告とさせていただきます。以上、よろしくご報告申し上げます。

○議長（村田定人君） これから報告第7号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

本案は、議会の委任による専決処分のため承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

◎報告第8号

○議長（村田定人君） 日程第8、報告第8号 専決処分の報告について「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） ただいま上程となりました報告第8号 専決処分の報告について、ご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月22日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。議会において指定されております和解及び損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分をいたしましたことから、報告するものであります。

次のページ、専決処分書に基づき内容を説明いたしますので、御覧願います。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決いたしました処分事項は、和解及び損害賠償の額の決定についてであります。

和解の相手方は、処分書に記載のとおりでございます。

和解の内容は、1、羽幌町の過失割合を10%とする。2、相手方の過失割合を90%とする。3、羽幌町及び相手方は、互いに損傷させた相手車両を原形に復す費用を過失割合に応じて負担する。4、本件について、今後事由のいかんを問わず、双方とも一切の異議の申立て等はしない。

損害賠償額は、羽幌町が2万4,050円、相手方が18万3,942円であり、当町の賠償額は、全て保険が適用されることとなっております。

事故の概要であります。令和5年3月8日水曜日午後3時50分頃、羽幌町字中央2361番地の先路上におきまして、町のスクールバス運行委託業者の運転手が中央方面の運行便を走行中、羽幌町スキー場方面から出てきた相手方車両が当スクールバスに気づかず交差点に進入し、スクールバス右後輪付近に衝突、損傷したものであります。

専決処分の日は、令和5年6月7日でございます。

以上が専決処分の内容でございます。本件につきましては、相手方の見落としが主な原因であります。委託業者においてもかもしれない運転を励行、徹底するなど安全運転への指導がなされておりますことを併せて報告いたします。

以上をもちまして報告といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（村田定人君） これから報告第8号について質疑を行います。

6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） うまく終わった話なのでいいのですけれども、事故に遭った車両がスクールバスということで、この事故によってスクールバスの運行には影響がなかったのか、そしてそこにもし子供とかが乗っていてそういう影響はなかったのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（村田定人君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） お答えします。

まず、バス車両につきましては事故後も自走でこちらまで戻ってきておまして、その後も通常運行等で使用している状況にありました。また、当時の乗車人員につきましては、運転手の1名だけということでございます。

○議長（村田定人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

本案は、議会の委任による専決処分のため承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

◎議案第28号

○議長（村田定人君） 日程第9、議案第28号 羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高橋伸君。

○福祉課長（高橋伸君） ただいま上程されました議案第28号 羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和5年6月22日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において規定しております放課後児童健全育成事業所に配置しなければならない放課後児童支援員及びその支援員に必要な研修修了期間について、当分の間、経過措置を設けるため、改正しようとするものであります。

羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年羽幌町条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別途お配りしております資料、羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧願います。この新旧対照表

は、左側に現行条文を、右側に改正案を、改正箇所を下線を引いて表示しております。

改正内容ですが、附則第2条で定めた放課後児童支援員の資格の読替規定、この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間の経過措置を当分の間に改め、経過措置、期間の延長を行い、条例第10条第3項で定める放課後児童支援員に必要な研修の研修修了までの猶予期間について改正するものであります。

ただいまの説明をもちまして改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第28号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 羽幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号

○議長（村田定人君） 日程第10、議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和2年度～令和6年度）の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） ただいま上程されました議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和2年度～令和6年度）の変更につきまして、提案理由と内容をご説明申し上げます。

焼尻辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和2年度～令和6年度）を変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年6月22日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。総合整備計画において整備しようとする公共的施設の整備を必要とする事情及び整備計画を変更するとともに、新たな公共的施設の整備計画を追加しようとするものであり、令和5年5月12日付で北海道との協議が調いましたことから、

提案するものであります。

次のページ、総合整備計画書案を御覧ください。1の辺地の概況は変更ございません。

2の公共的施設の整備を必要とする事情であります。1つ目の中点、経営近代化施設につきまして、施設の備品を更新する内容を加えるとともに、4つ目の中点、教職員住宅を追加し、豊崎地区にあります平成7年に建設した2戸を改修しようとするものであります。

次のページを御覧ください。3の公共的施設の整備計画であります。ただいま申し上げました経営近代化施設は一番上に、教職員住宅は一番下に記載しており、変更後の額を括弧書きで記載しております。それぞれの事業費及び財源につきましては、御覧いただきまして、読み上げは省略させていただきたいと思っております。

以上が提案理由とその内容でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第29号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（令和2年度～令和6年度）の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第30号～議案第31号

○議長（村田定人君） 日程第11、議案第30号 令和5年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）、日程第12、議案第31号 令和5年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） ただいま提案となりました各会計補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計について既定の予算総額から歳入歳出それぞれ159万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ72億2,379万6,000円とするものであります。

補正いたします主な内容を申し上げます。歳出の3款民生費、児童福祉費において子育て支援対策事業17万5,000円の増額は、保育施設送迎用バスでの子供置き去り防止のため、送迎用バスのブザー設置等に必要な経費を保育事業者に対し補助するものであり、財源については全額国庫支出金で賄われるものであります。

次に、10款教育費、社会教育費において社会教育施設管理事業60万5,000円の増額は、老朽化による郷土資料館の軒先等の一部が剥離していることから、安全確保のため補修するものであります。

次に、歳入につきまして、特定財源であります国庫支出金が増加しておりますが、財源調整といたしまして財政調整基金繰入金を減額しております。

続いて、下水道事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。

規定の予算総額に変更はございませんが、地方債補正といたしまして公営企業会計適用債に係る限度額につきまして対象経費の増加見込みから増額しております。また、これに伴い歳入の町債を290万円増額し、一般会計繰入金については同額を減額しております。

以上、今回補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） それでは、私から内容をご説明いたします。

一般会計の6ページをお開き願います。2款総務費、支所費において修繕料20万8,000円の増額は、天売総合研修センター裏手で複数箇所発生している外壁の一部剥離について補修を行うものであります。

同じく、税務管理費において工作物等撤去委託料23万1,000円の増額は、庁舎議会棟に設置されている懸垂幕昇降設備が経年劣化により変形し、落下等の危険性が生じたことから、当該設備を撤去するものであります。

7ページを御覧ください。3款民生費、老人福祉費において施設用備品購入費4万9,000円の増額は、老人憩の家及び天売老人の家に配置している掃除機について、経年劣化による故障のため使用できない状況となりましたことから、新たに購入するものであります。

8ページをお開き願います。4款衛生費、じんかい処理費において修繕料25万8,000円の増額は、天売生ごみ処理施設内に設置している給湯器が経年劣化による故障のた

め使用できない状況となりましたことから、取替え修繕を行うものであります。

次に、7款商工費、商工振興費において旅費3万8,000円、負担金補助及び交付金8,000円の各増額は、人事異動に伴うハートタウンはぼろの施設管理に必要な甲種防火管理者講習に係る旅費及び受講料であり、委託料41万8,000円の増額は、同施設に係る防火設備検査費用を追加するものであります。また、積立金46万4,000円の減額は、ただいまご説明いたしました費用が増加したことに伴う当該施設の運営に係る収益の減少見込みによるものであります。

9ページを御覧願います。8款土木費、都市計画管理費において下水道事業特別会計繰出金290万円の減額は、繰り出し対象経費の減によるものであります。

10ページをお開き願います。10款教育費、事務局費につきましては、GIGAスクール運営事業に係る委託費が国庫補助金の対象となりましたことから、財源更正するものであります。

同じく、学校保健衛生費において学校医報酬22万5,000円の減額は、市街地区学校医の辞職により減額するものであります。

次の11ページは給与費明細書であります。御覧をいただき説明は省略させていただきます。

以上が一般会計の補正内容であります。下水道事業特別会計の補正内容につきましては、町長からの提案理由の説明をもちまして内容説明は省略させていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第30号 令和5年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 令和5年度羽幌町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和5年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 令和5年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

◎同意第4号

○議長（村田定人君） 日程第13、同意第4号 羽幌町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 同意第4号 羽幌町農業委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、農業委員会現委員の任期が令和5年7月19日付をもちまして任期満了となりますことから、農業委員会等に関する法律に基づき新たに委員として任命いたしたく、ご同意をお願いするものでございます。

議案を1ページめくっていただきまして、候補者一覧を御覧願います。それでは、今回ご同意を賜りたい11名の方について読み上げをさせていただきます。

まず、羽幌町字朝日1383番地の3、清水洋史氏、昭和41年1月25日生まれの57歳であります。

次に、羽幌町南3条4丁目1番地の2、土谷博明氏、昭和33年2月18日生まれの65歳であります。

次に、羽幌町字朝日1527番地、片山孝幸氏、昭和44年4月13日生まれの54歳であります。

次に、羽幌町字築別973番地、竹内祐一氏、昭和31年10月10日生まれの66歳

であります。

次に、羽幌町字高台245番地の8、石山茂氏、昭和40年12月14日生まれの57歳であります。

次に、羽幌町字上築464番地、川端博明氏、昭和39年1月26日生まれの59歳であります。

次に、羽幌町栄町104番地の33、江幡透氏、昭和42年6月9日生まれの56歳であります。

次に、羽幌町北町54番地の3、入江雄治氏、昭和34年8月8日生まれの63歳であります。

次に、羽幌町寿町547番地の2、高島繁喜氏、昭和38年2月21日生まれの60歳であります。

次に、羽幌町字平168番地、斉藤正美氏、昭和46年10月28日生まれの51歳であります。

最後に、羽幌町北1条1丁目3番地の4、有田智彦氏、昭和29年6月19日生まれの69歳であります。

以上11名となりますが、この方々は農業者であるとともに、中には長年にわたり農業委員を経験されてこられた方、また長年にわたり行政経験をされてこられた方がおり、農業に関しての識見はもちろんのこと、農地等の利用の適正化の推進に関しての職務などを適切に行うことができると考え、本町の農業行政にご尽力をいただきたいため、羽幌町農業委員会委員としてご同意を賜りたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） これから同意第4号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準により省略します。

これから同意第4号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号 羽幌町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

◎諮問第1号

○議長（村田定人君） 日程第14、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町南大通1丁目8番地の3、氏名、湊正子、生年月日、昭和32年1月20日、66歳。

前委員でありました米山しげみ氏が令和5年3月31日付をもちまして任期満了となりましたことから、氏の人格、識見はもちろんのこと、公正な人物で、人権擁護等に広く理解があることから、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、ご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） これから諮問第1号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準により省略します。

これから諮問第1号を採決します。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦については同意することに決定しました。

◎発議第8号

○議長（村田定人君） 日程第15、発議第8号 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本町の懸案事項の要望、促進を図るため及び議員の研修並びに各委員会の調査研究等のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事案について道内外の関係機関に議員を派遣したいと思います。なお、諸般の事情による派遣日程等の変更があった場合、その他緊急を要する派遣事案があった場合は、議長にその内容決定を一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号 議員の派遣については原案のとおり決定されました。

◎発議第9号

○議長（村田定人君） 日程第16、発議第9号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会における閉会中の所管事務調査について、それぞれの委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。それぞれの委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号 各委員会の閉会中の継続調査及び審査については原案のとおり決定されました。

◎意見案第1号

○議長(村田定人君) 日程第17、意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

4番、逢坂照雄君。

○4番(逢坂照雄君) 意見案第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

このことについて、別紙のとおり会議規則第14条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月22日提出。

提出者、羽幌町議会議員、逢坂照雄。賛成者、羽幌町議会議員、阿部和也、同じく、賛成者、羽幌町議会議員、小寺光一。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書(案)

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。
- 3 森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月22日、北海道羽幌町議会議長、村田定人。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上。

○議長（村田定人君） 議会の運営に関する基準により、質疑並びに討論は省略することとします。

これから意見案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、意見案第1号「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議長名をもって、それぞれの関係機関に要請することにいたします。

◎日程の追加

○議長（村田定人君） お諮りします。

ただいま町長から議案第32号、同意第5号及び同意第6号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、同意第5号及び同意第6号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第32号

○議長（村田定人君） 追加日程第1、議案第32号 令和5年度羽幌町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） ただいま追加提案となりました一般会計補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,696万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ72億4,076万1,000円とするものであります。

補正をいたします内容であります。まちづくり応援寄附金、いわゆるふるさと納税の増加を目指すため歳出の2款総務費、企画費においてまちづくり応援寄附金推進事業を1,696万5,000円増額するものであります。内訳といたしましては、返礼品贈呈費用である報償費に260万円、職員による先進地視察等に係る旅費に13万円、返礼品の輸送費である通信運搬費に91万8,000円、インターネット決済に係る手数料に9万6,000円、ターゲットを絞ったウェブ広告の配信業務等に係る委託料に322万1,000円、まちづくり応援基金積立金に1,000万円となっております。

なお、歳入につきましては、まちづくり応援寄附金及びまちづくり応援基金繰入金を充てております。

以上が補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） お諮りします。

審議の方法については、歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第32号について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これですべての討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 令和5年度羽幌町一般会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

◎同意第5号

○議長(村田定人君) 追加日程第2、同意第5号 羽幌町副町長の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長(森 淳君) 同意第5号 羽幌町副町長の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町南2条6丁目5番地の1、氏名、三浦義之、生年月日、昭和32年4月9日、66歳。

現副町長であります鈴木典生氏が令和5年6月23日付をもちまして退職するため、氏の人格、識見はもちろんのこと、長年培われた行政経験の下に町行政にご尽力をいただきたいと考え、三浦義之氏を副町長としてご同意賜りたく、ご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長(村田定人君) これから同意第5号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから同意第5号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号 羽幌町副町長の選任については同意することに決定しました。暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 14 分

再開 午前 11 時 16 分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎同意第 6 号

○議長（村田定人君） 追加日程第 3、同意第 6 号 羽幌町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 同意第 6 号 羽幌町教育委員会教育長の任命について提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町北 4 条 2 丁目 5 番地の 1、氏名、濱野孝、生年月日、昭和 31 年 2 月 20 日生まれ、67 歳。

現教育長であります山口芳徳氏が令和 5 年 6 月 23 日付をもちまして退職するため、氏の人格、識見はもちろんのこと、長年培われた行政経験の下に教育行政にご尽力をいただきたいと考え、濱野孝氏を羽幌町教育委員会教育長としてご同意賜りたく、提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） これから同意第 6 号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから同意第 6 号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第 6 号 羽幌町教育委員会教育長の任命については同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 17 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉会の宣告

○議長（村田定人君） これで本日の議事日程は全部終了しました。
したがって、令和5年第4回羽幌町議会定例会を閉会します。

（午前11時20分）